

運転競技実施要領

1. 審査の主眼

安全運転を主体として、交通法規の遵守、基本操作技術について採点する。
満点は、400点とし、運転競技採点表に基づいて審査する。

2. 審査対象項目

(1) 運転操作および法規履行

安全措置、発進、制動、走行、車体感覚、通行区分、進路変更、直進、
右左折（巻き込み防止措置を含む）ハンドル操向、適正なシフトアップ、駐停車等

(2) コース走行

周回・幹線コースの走行（発進、停止を含む）交差点の通行（右折および左折を
含む）踏切の通過、坂道の走行、後退。

(3) ホーム着け

車両後端と停止板の距離確認

(注) 車体後端と停止板との距離については、次の方法で段階的な減点を行う。

減点内訳 部門別	減点 50	減点 20	減点 10	減点 5	減点 0
11 トン車	60 cmを超え るもの又は 衝突	50 cmを超 60 cmまで	40 cmを超 50 cmまで	30 cmを超 40 cmまで	30 cmまで
4 トン車	39 cmを超え るもの又は 衝突	31 cmを超 39 cmまで	23 cmを超 31 cmまで	15 cmを超 23 cmまで	15 cmまで

(4) 運転時間

一定時間（次項に示す）経過後は、減点の対象とし、10秒ごとに5点減点とする。
ただし、ホーム付け採点待ち（ホーム付け完了を知らせてから同乗審査官が発進を
指示するまでの間）、先行車待ち（他車のホーム付け、後退、駐車を待つ間で同乗審
査官が指示した場合）等の時間は除外する

3. 運転時間

11 トン車部門は 12 分、4 トン車部門は 11 分とする。

4. 競技の進行

(1) 選手は競技開始前に選手誘導係が呼出を行うので、指示された競技車両に乗車し、
運転者側のドアをロックし、シートベルトをしめて待機する。シートベルトは、ホ
ーム付け及び後退時には、はずすことができる。

- (2) スタート地点における発進は、同乗審査官の「発進」の指示に従って、エンジンを始動し、速やかに発進すること。出発点における発進合図は方向指示器を右方に出すことにより行う。
- (3) コースの走行順路は、12～13ページによるが、細部は同乗審査官の指示するとおりとし、不明な場合はすみやかに尋ねること。

5. 競技の要領

- (1) 審査（時間測定を含む）は、同乗審査官が「発進」と指示したときから、コース終着点でドアを開け下車するまでとし、法令に従い正しい基本操作を行うこと。
- (2) コースは一般道路（コース舗装面はすべて車道）とみなし、コース上の道路標識、道路標示等は、すべて有効とする。
- (3) 最高制限速度は、60km/hとし、道路および交通の状況に応じた速度で走行すること。（変速ギアを選択は自由とする）
- (4) 左折小回りの基準は、交差点を左後輪がコース左側端からおおむね1メートル以内を走行すること。（左折直後の中央線はみだしは、必要限度でしても良い）
- (5) 路外離脱（脱輪）の際は、直ちに停止し、同乗審査官の指示を待つこと。
- (6) ホーム付けは、車体後端をできるだけ平行に接近させること。ホーム付けが完了したときは、完了した旨をハッキリと大声で「よし」と後部計測員に知らせること。ホーム付けを完了してもエンジンはかけておく。ホーム付け完了後の発進は、同乗審査官の発進の指示によること。
- (7) 終着点では、指示された目標線（白いポール）にフロントバンパーを一致させ、駐車状態（ギヤは、ローカリバース）にしておくこと。